

# I 医療法人の設立手続き

## 第 1 医療法人制度の概要

## 1 医療法人の種類及び性格

医療法（以下「法」という。）では、医療機関が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を図ることを目的として医療法人制度を設けています。

医療法人は、病院又は医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを主たる目的として、医療法の規定により設立された法人をいい、社団たる医療法人と財団たる医療法人の二形態があります。（法第 39 条）

社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。法人の資産は、抛出又は寄附からなります。なお、平成 19 年 4 月の医療法改正により、持ち分の定めのある法人は設立できなくなりました。

財団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的として寄附された財産に法人格が付与されたものです。

医療法人は、公益法人でも営利法人でもなく、いわば両者の中間的性格を持つ、医療法による特別法人であるといえます。

## 2 一人医師医療法人制度

昭和 60 年 12 月の法改正により、医師又は歯科医師が一人又は二人常時勤務する診療所を開設する小規模な診療所にも法人化の道が開かれました。これがいわゆる「一人医師医療法人制度」であります。

この制度は、医療経営と家計、医業所得と給与所得を分離することにより、診療所経営の近代化を図るものであり、今後、医療事業に係る経営の合理化や組織の適正化を図ることを目的とした制度であり、基本的には従来の医療法人と全く同じ制度のものです。

## 3 設立認可の申請

医療法人を設立するには、横浜市長の認可が必要です。（法第 44 条）

横浜市内に医療法人を設立しようとする場合は、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類を添えて、設立代表者名で横浜市長あて申請することが必要です。

（注） 医療法人の設立認可等については医療法により都道府県知事の事務とされていますが、神奈川県「事務処理の特例に関する条例」により、横浜市に権限が委譲されています。このため、横浜市内においてのみ医療施設を開設する場合は、横浜市長あて申請書を提出してください。

## 4 資産要件

医療法人の土地、建物等は、法人の所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場

合でもその契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えありません。

新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合及び経営実績が2年未満で一人医師医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を有することが必要です。

## 5 基金

平成19年4月より、持ち分の定めのない社団たる医療法人は、資金の調達手段として、基金制度を採用することができるようになりました。(医療法施行規則(以下「規則」という。)第30条の37及び第30条の38)

基金とは、上記法人の設立等にあたり拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して、双方の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものです。

基金に関する手続きの概要は、以下のとおりです。

- (1) 基金を引き受ける者の募集をするにあたり、基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続きを定款で定める必要があります。なお、基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。
- (2) 基金の返還は定時社員総会の決議によって行わなければなりません。なお、返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として、貸借対照表上の純資産の部に計上しなければなりません。また、代替基金は取り崩すことはできません。

なお、基金制度の詳細については、厚生労働省通知「医療法人の基金について(平成19年3月30日付け医政発第0330051号)」を参照してください。

## 6 医療法人の業務範囲

医療法人は、本来業務(その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務)に支障のない限り、定款の定めるところにより、次に掲げる附帯業務(これに類するものを含む。)の全部又は一部を行うことができます。(法第42条各号)(厚生労働省通知「医療法人の附帯業務について(平成19年3月30日付け医政発第0330053号)」)

- (1) 医療関係者の養成又は再教育
- (2) 医学又は歯学に関する研究所の設置
- (3) 法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設
- (4) 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)
- (5) 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、

かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

(6) 保健衛生に関する業務（保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務又は国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務に限られています。）

(7) 社会福祉法第2条第2項及び3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

(8) 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

なお、収益業務（厚生労働大臣が定める業務）については社会医療法人以外できません。

## 7 設立総会

医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。

- (1) 医療法人の設立の趣旨承認
- (2) 社員の確認
- (3) 定款の承認
- (4) 拠出（寄附）申込み及び設立時の財産目録の承認
- (5) 初年度及び次年度分の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 役員及び管理者の選任
- (7) 設立代表者の選任
- (8) 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- (9) その他の必要事項

設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。

## 8 定款

定款は、医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたものであります。医療法人を設立する場合には、定款で次の事項を定めなければなりません。（法第44条）

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 開設しようとする診療所の名称及び開設場所
- (4) 事務所の所在地
- (5) 資産及び会計に関する規定
- (6) 役員に関する規定

- (7) 理事会に関する規定
- (8) 社団たる医療法人にあっては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- (9) 解散に関する規定
- (10) 定款の変更に関する規定
- (11) 公告の方法
- (12) 医療法人設立当初の役員

## 9 運営機関

社団たる医療法人の運営機関には、法人の意思決定機関である「社員総会」、執行機関である「理事会」並びに監査機関である「監事」があります。社員総会及び理事会の議事については厚生労働省令に定める事項を内容とする議事録を作成し、会議の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

社員総会は、社員をもって構成する法人の最高の意思決定機関であり、次の事項は社員総会の議決を経なければなりません。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社団の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- (10) その他重要な事項

なお、理事及び監事は、社員総会に出席し、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。（法第46条の3の4）

理事会は、すべての理事で組織し、次に掲げる職務を行います。

- (1) 本社団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

- (8) その他定款に定める事項

監事の職務は次のとおりです。(法第46条の8)

- (1) 本団体の業務を監査すること
- (2) 本団体の財産の状況を監査すること
- (3) 本団体の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること
- (4) 上記(1)又は(2)による監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを横浜市長、社員総会又は理事会に報告すること
- (5) 上記(4)の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること(法第46条の8の2)

なお、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。また、監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載の場合も同様です。(法第48条)

## 10 役員数

医療法人は、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くことが原則です。(法第46条の5)

## 11 理事長

医療法人の理事のうち、1人は理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出しなければなりません。

医療法人を代表する者は、理事長のみであり、理事長以外の理事には代表権はありません。

理事長は、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。

(法第46条の6の2)

理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する義務があります。(定款に定めた場合は、毎事業年度2回以上(4ヶ月を超える間隔)に緩和可能)

## 12 理 事

医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画します。

また、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

なお、横浜市長の認可を受けた場合を除き、医療機関の管理者は必ず理事に加えなければなりません。(法第46条の5)

### (1) 理事の義務等 (主なもの)

- ・ 忠実義務 (法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務)
- ・ 善管注意義務 (民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務)
- ・ 競業及び利益相反取引の制限 (①自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引、②自己又は第三者のためにする医療法人との取引、③医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引、を行う場合には理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けること及び取引後にその報告が必要)
- ・ 社員総会における説明・報告義務 (社員から説明又は報告を求められたとき)
- ・ 監事に対する報告義務 (法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき)

### (2) 理事の責任 (主なもの)

- ・ 法人に対する損害賠償責任 (任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任)
- ・ 第三者に対する損害賠償責任 (職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任)

## 13 監 事

監事は、当該医療法人の理事又は法人の職員を兼ねることは認められません。(法第46条の5第8項)

監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、法人運営を含む財務諸表の監査を客観的に行える者を選任することが必要です。

※参考:厚生労働省通知「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について(平成2年3月1日付健政発第110号)」

「医療法人運営管理要綱」I組織運営 2役員 (6)監事

- 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

## 14 役員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることはできません。(法第 46 条の 5 第 5 項において準用する第 46 条の 4 第 2 項)

- (1) 法人
- (2) 心身の故障のため職務を適正に執行できない者
- (3) 法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (4) (3)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

また、医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間取引関係のある営利法人の役職員が、医療法人の役員に就任することは原則として認められません。(厚生労働省通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成 5 年 2 月 3 日総第 5 号・指第 9 号)」)

## 15 会計年度と決算

医療法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものを原則としますが、定款により、任意の 1 年を定めることができます。(法第 53 条)

医療法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければなりません。(法第 50 条の 2)

そして、医療法人は、毎会計年度の終了後 2 月以内に事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者)との取引の状況に関する報告書)を作成し、監事の監査、理事会及び社員総会の承認を経て、3 月以内に横浜市長に事業報告書等及び監事が作成した監査報告書を届け出なければなりません。なお、事業報告書等は、監事の監査を受け理事会の承認を受けた後、監事が作成した監査報告書とともに社員総会の 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置く必要があります。さらに、医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から 10 年間、保存する義務があります。(法第 51 条、第 51 条の 2、第 51 条の 4 及び第 52 条)

※横浜市長に届け出る書類は次のとおりです。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書(厚生労働省令で定める取引に該当する)

場合)

(6) 監事の監査報告書

また、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款は、主たる事務所に備えて置き、社員又は債権者からの請求があれば、正当な理由がある場合を除き、当該事務所において閲覧させなければなりません。(法第51条の4)

なお、上記の届出があった書類と定款については、市民等から請求があれば、横浜市長はこれを閲覧させなければならないと定められています。(法第52条第2項)

事業報告書等については、過去3年間に届けられた書類が閲覧の対象となり、定款については、現存する定款が閲覧の対象となります。

◎決算に係る定時社員総会スケジュールの参考例(4月から翌年3月決算の場合)

法人税の確定申告期限との関係から、毎会計年度の終了後2月以内に定時社員総会を開催するケースを例としています。

3月31日	会計年度末		
4月1日	新会計年度開始	<b>決算関係書類・事業報告書等の作成</b>	
		・医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、関係事業者との取引の状況に関する報告書)を作成	
4月23日		<b>監事へ事業報告書等を提出し、監事の監査を受ける</b>	↑
		<b>監事による監査報告書の提出</b>	
		・監事は、事業報告書等を受領した日から4週間を経過した日又は理事及び監事が合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告書を社員総会及び理事会に提出	最大4週間
5月14日		<b>理事会招集通知の発出</b>	↓
		・上記期間の間に、スケジュール調整など会議開催に向けた作業	
		・理事会招集権者が、理事会の日の1週間前までに理事会招集通知を発出	
5月22日		<b>理事会開催</b> (過半数の理事と監事が出席)	↑
		・監事の監査を受けた事業報告書等の承認	
		<b>理事会の承認を受けた事業報告書などの備え置き</b>	1週間
		・社員総会の日の1週間前までに、事業報告書等と監事の監査報告書を主たる事務所に備え置く	
5月22日		<b>社員総会召集通知の発出</b>	↓
		・理事長は社員総会の1週間前までに、理事会の承認を受けた事業報告書などとともな社員総会召集通知を発出	
5月30日		<b>定時社員総会開催</b> (総社員数の過半数が出席)	
		・貸借対照表及び損益計算書の承認	
		・前記を除く事業報告書等及び監事報告書の報告	
6月中		<b>横浜市長に事業報告書等を届出</b>	
		・横浜市長に決算届を届出	
		<b>法務局への登記申請</b>	
		・毎事業年度末から3月以内に変更登記	

※参考：負債 50 億円以上又は収益 70 億円以上など厚生労働省令で定める基準に該当する一定規模以上の医療法人は、厚生労働省令で定める医療法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施しなければなりません。（法第 51 条、第 51 条の 3）

## 16 賃貸借契約の引継ぎ

土地、建物は、医療法人の所有であることが望ましいのですが、個人が開業医として賃借していた診療所の土地、建物、医療機械器具等を医療法人が、引き続き賃借することは差し支えありません。なお、この場合は、土地、建物又は医療機械器具等の所有者の承認が必要です。

また、個人開業医と土地、建物の所有者との賃貸借契約を終了させ、新たに医療法人と所有者との賃貸借契約を締結させる必要があります。この契約は長期間にわたるものであり、かつ、確実なものであることを要します。この賃貸借契約書は、法人設立認可申請の際の添付書類の一つになります。

なお、個人開業医が賃借していた土地、建物又は医療機械器具等については、新たに賃借人乙を医療法人〇〇会 設立代表者□□□□と表示した覚書又は賃貸借契約を締結し、特約事項として「本契約は、横浜市長に申請中の医療法人の設立が登記された日をもって発効するものとし、同法人設立のうへは乙の表示は、医療法人〇〇会 理事長□□□□（主たる事務所の所在地を記載）と読み替えるものとする。」を加えておく必要があります。

## 17 設立登記

医療法人は、法務局へ設立登記しなければ成立しません。（法第 46 条）

従って、医療法人設立認可があれば、設立認可のあった日から 2 週間以内に主たる事務所を管轄する法務局に、理事長が登記の申請をしなければなりません。（組合等登記令第 2 条）

さらに設立登記後は、設立登記を行ったことを「医療法人登記事項届」により横浜市長へ提出してください。（医療法施行令（以下「令」という。）第 5 条の 12）

- (1) 目的及び業務
- (2) 名 称
- (3) 事務所
- (4) 理事長の住所及び氏名
- (5) 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- (6) 資産の総額（純資産額）

また、設立登記申請書類の添付書類は、次のとおりです。（組合等登記令第 16 条）

- (1) 定 款
- (2) 理事長の資格を証する書面(就任承諾書)
- (3) 設立認可書
- (4) 資産の総額を証する書類(財産目録)

(5) 代理人によって申請する場合には、その権限を証する書面  
なお、設立登記の際に、理事長の印鑑を同時に法務局へ届け出る必要があります。

## 18 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています。(法第 54 条)

従って、収益を生じた場合には、施設の整備、法人職員の待遇改善等に充てるほかは積立金として留保しなければなりません。

また、配当ではないが、事実上利益の分配とみられる行為も禁止されています。

※参考:配当類似行為の例

近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定  
病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定  
病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃借業  
役員等への不当な利益の供与 等

なお、理事、監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益）について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定めることとされています。

## 19 解散及び残余財産の処分

医療法人は次に掲げる事由により解散します。(法第 55 条)

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 他の医療法人との合併
- (4) 社員の欠亡
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- (7) 定款をもって定めた解散事由の発生

なお、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほかは、定款の定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって省令で定めるもののうちから選定した者に帰属します。(法第 44 条第 5 項)

また、解散の事由（上記(1)(2)）によっては横浜市長の認可を受けなければ、解散の効力は生じません。なお、この場合横浜市長はあらかじめ医療審議会の意見を聴くことになっています。(法第 55 条第 7 項)

## 第2 設立認可申請するにあたって

## 1 設立の手続き

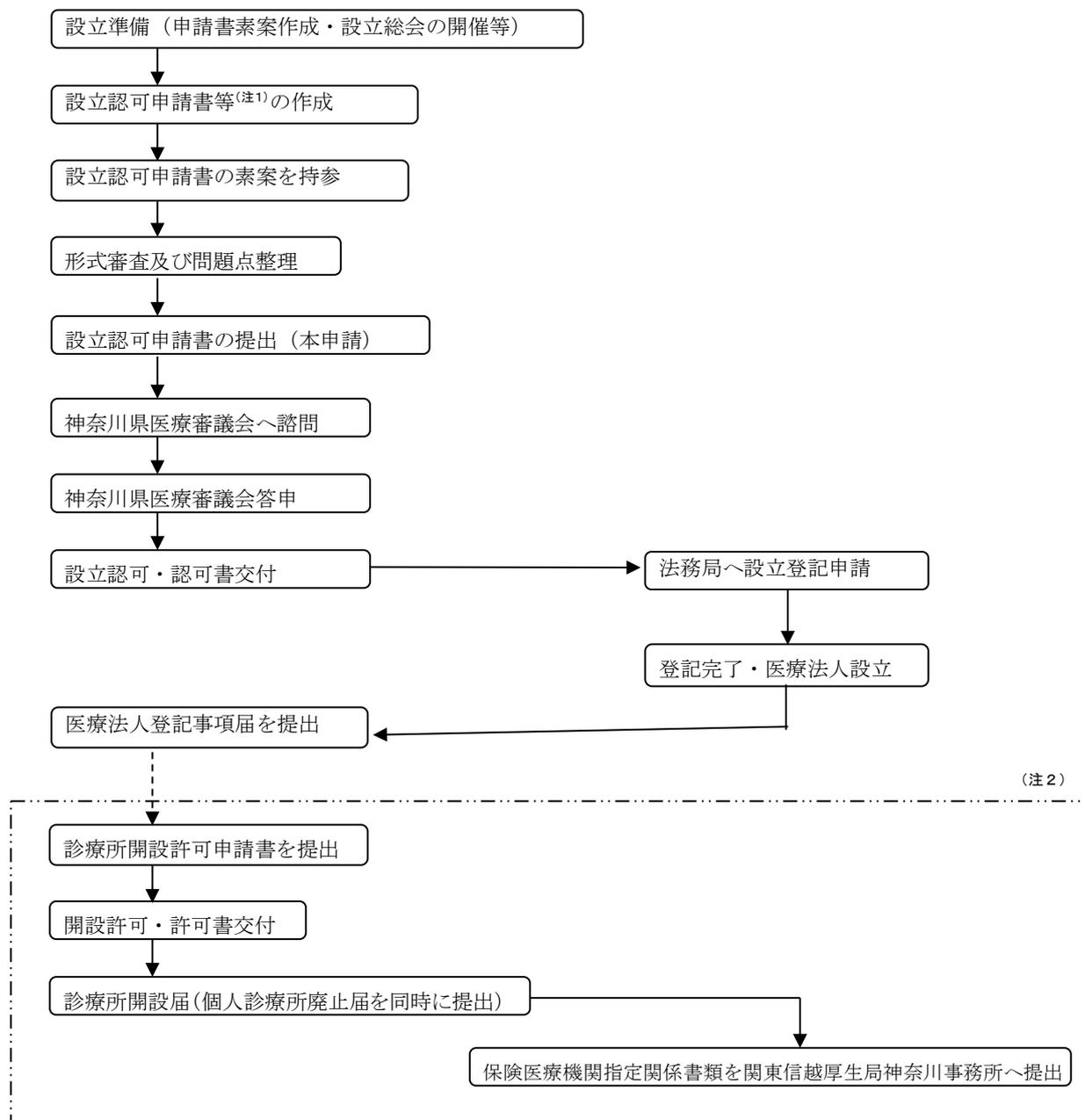
個人開設の医師又は歯科医師が医療法人を設立するためには、次の手続きをすることが必要です。

- (1) 横浜市長に設立認可申請を行い、その認可を受けてください。(法第44条)
- (2) 認可を受けた後、法務局に設立登記をしてください。(法第43条第1項)
- (3) 登記完了後、遅滞なく医療法人登記事項届を横浜市長あてに提出してください。(令第5条の12)
- (4) 登記完了後、速やかに診療所開設許可申請書を提出し、許可を受けてください。また、入院設備を有する場合は、開設許可後に病床設置の手続き及び構造設備使用許可の手続きを行ってください。(法第7条、第27条)
- (5) 開設届を提出してください。(令第4条の2)
- (6) 保険医療機関の指定を受ける場合は関東信越厚生局神奈川事務所 (Tel. 045-270-2053) で手続きを行ってください。

(注) 法令により定められた方以外の方が、業として官公署に提出する書類を作成することは、法令違反となりますのでご注意ください。

[参考]

## 医療法人設立認可フローチャート



注1：設立認可申請書等とは、「設立認可申請書、設立総会議事録、事業計画書、収支予算書」を指す。

注2：枠内は医療法人設立関係以外の事務です。参考に無床診療所の場合の手続きを示しています。入院施設がある場合は他に手続きが必要ですので、事前にお問い合わせ下さい。

## 2 設立認可申請書類について

### (1) 設立認可申請書

医療法人を設立しようとする場合は、「医療法人設立認可申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて設立代表者名で、横浜市長あて申請することが必要です。

### (2) 設立認可申請書類作成上の注意

- ① 用紙は、A4判を縦にして左横書き、左とじとします。
- ② 書類はなるべく、ワープロまたはタイプによって作成してください。
- ③ 設立認可申請書の最上部（かがみ）に表紙をつけないようにしてください。
- ④ 設立認可申請書は、設立代表者名で作成し、住所は設立代表者個人の住所にしてください。
- ⑤ 添付書類がA4判より小さい場合は、台紙に貼り付けてください。
- ⑥ 設立総会議事録については、全頁に設立者全員の割印が必要です。
- ⑥ 設立認可申請書正本1部は、2穴ひもとじにして、指定された日までに提出してください。これに添付する証明書、謄本類は全て原本を提出してください。（医師（歯科医師）免許証、不動産賃貸借契約書、リース契約書等は写して結構です。）
- ⑦ 副本2部の提出時期は、申請書提出後に市担当者から連絡します。
- ⑧ 申請者の了解のもとに小訂正をすることがありますので、書類の各頁の上部余白にその書類の記名者（定款及び設立総会議事録は設立者全員、その他のものは設立代表者）の捨印をしておくとう便利です。

なお、捺印、捨印及び割印は全て個人の実印でします。

### (3) 添付書類

「医療法人設立認可申請書」には、次の書類を添付してください。

**※ 詳細は医療法人設立認可申請書様式「医療法人設立認可申請書チェックリスト」を確認してください。**

- ① 定 款
- ② 設立趣意書
- ③ 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
  - イ 設立時の財産目録
  - ロ 設立財産目録の明細書
  - ハ 設立時の負債内訳書
- ④ 不動産その他重要な財産の権利の所属についての証明書類
  - イ 不動産及びその他の固定資産の評価書
    - ※ 拋出（寄附）しない場合は不要
  - ロ 銀行等の預金残高証明書
  - ハ 負債残高証明及び債務引継承認願（借入金）
  - ニ 負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件）

ホ リース契約引継承認願（リース物件）

※ハ及びニは負債（借入金及びリース物件）を引き継がない場合は不要

⑤ 開設しようとする診療所（病院）の概要

イ 周辺の概略図、敷地図、平面図

ロ 不動産等を賃貸借する場合の賃貸借契約書の写し（近傍類似）（覚書）

ハ 不動産（土地・建物）の登記事項証明書

⑥ 設立者及び役員全員の履歴書及び印鑑登録証明書

⑦ 役員就任承諾書

理事長となる者の医師（歯科医師）免許証の写し

⑧ 管理者就任承諾書

管理者となる者の医師（歯科医師）免許証の写し

臨床研修修了登録証の写し（該当者のみ）

⑨ 社員及び役員の名簿

⑩ 設立代表者の原本証明

⑪ 設立総会議事録

⑫ 設立後２年間の事業計画及び予算書

⑬ 委任状

(4) 社員・役員に関する注意事項

原則として、拠出（寄附）は１名以上、社員は３名以上とし、役員については、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員と兼務しないようにしてください。

(5) 不動産等を拠出（寄附）される場合の注意

土地・建物等を拠出（寄附）される場合には、これを基本財産とすることが望まれます。このため、定款に次の条項を挿入する必要があります。

（基本財産）

**第11条** 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) ……

(2) ……

(3) ……

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

（以下1条ずつ繰り下げる）

（議決事項）

**第23条** 次の事項は社員総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）

(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

（以下、1号ずつ繰り下げる）

### 3 医療法人事務の所管先と各種申請書等提出先

#### (1) 所管先

ア 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の各市域内だけに、主たる事務所及び医療施設等（訪問看護ステーション等の附帯業務を含む、以下同じ）が存在する医療法人を設立する場合はそれぞれの市長。

イ ア以外で主たる事務所及び医療施設等がすべて神奈川県内に存在する医療法人を設立しようとする場合は神奈川県知事。（担当は健康医療局保健医療部医療課）

具体的には、次のような医療法人が該当する

- ・ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外に主たる事務所及び医療施設等が存在する医療法人
- ・ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市のうち二以上の市域に主たる事務所と医療施設等がある医療法人
- ・ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市と県内のそれ以外の市町村に主たる事務所と医療施設等がある医療法人

ウ 二以上の都道府県に主たる事務所と医療施設等がある医療法人を開設しようとするときは、主たる事務所が存在する都道府県知事。

#### (2) 申請書等の提出先

ア 原則として1の所管先の担当部署が提出先となります。

イ 次のような場合は提出先が神奈川県になりますので注意してください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の各市が所管先となっている医療法人が所管先と異なる県内の市町村にも医療施設等を開設しようとする場合

ウ 次のような場合は提出先が神奈川県になりますので注意してください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の各市が所管先となっている医療法人が他の都道府県にも医療施設等を開設しようとする場合

エ 次のような場合は1の所管先の担当部署が提出先となります。

主たる事務所及び医療施設等を所管先以外の市町村又は他の都道府県へ移転する場合